

# キャリアアップ助成金のご案内 (令和6年度版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

|  | 助成内容  | 助成額  |         |        |  |
|--|---|--|---------|--------|--|
|  |   |  | 中小企業の場合 | 大企業の場合 |  |
| 正社員化支援   | <b>正社員化コース</b><br>有期雇用労働者等を <b>正社員化(※)</b> した場合（1人当たり）<br>※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。<br>正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。    | ①有期 → 正規   | 80万円    | 60万円   |  |
|  |   | ②無期 → 正規   | 40万円    | 30万円   |  |
|  |   | ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円（大企業も同額）<br>※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算<br>①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額）<br>※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算（自発的職業能力開発訓練または定額制訓練 <b>以外</b> の訓練修了後）<br>①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額）<br>（自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後）<br>①：1人当たり11万円 ②：5.5万円（大企業も同額）<br>※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）<br>※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円） |         |        |  |
|  | <b>障害者正社員化コース</b><br>障害のある有期雇用労働者等を <b>正規雇用労働者等に転換</b> した場合（1人当たり）<br>※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。                                    | ① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合  |         |        |  |
|  |   | 有期 → 正規  | 120万円   | 90万円   |  |
|  |   | 有期 → 無期  | 60万円    | 45万円   |  |
|  |   | 無期 → 正規  | 60万円    | 45万円   |  |
|  |   | ② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 <b>以外</b> の場合   |         |        |  |
|  |   | 有期 → 正規  | 90万円    | 67.5万円 |  |
|  | 有期 → 無期   | 45万円   | 33万円    |        |  |
| 無期 → 正規  | 45万円  | 33万円   |         |        |  |
| ※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。 |   |  |         |        |  |
| 処遇改善支援   | <b>賃金規定等改定コース</b><br>有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を <b>3%以上増額改定</b> し、その規定を適用させた場合（1人当たり）  | 3%以上5%未満   | 5万円     | 3.3万円  |  |
|  |   | 5%以上   | 6.5万円   | 4.3万円  |  |
|  | ※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）  |  |         |        |  |
|  | <b>賃金規定等共通化コース</b><br>有期雇用労働者等と <b>正規雇用労働者との共通の賃金規定等</b> を新たに規定・適用した場合  | 1事業所当たり  | 60万円    | 45万円   |  |
|  | <b>賞与・退職金制度導入コース</b><br>有期雇用労働者等を対象に <b>賞与・退職金制度を導入</b> し、支給または積立を実施した場合  | 1事業所当たり  | 40万円    | 30万円   |  |
|  | ※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）  |  |         |        |  |
|  | <b>社会保険適用時処遇改善コース</b><br>短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり）<br>①新たに社会保険の被保険者となった際に、 <b>手当支給・賃上げ・労働時間延長</b> を行った場合<br>② <b>労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者</b> とした場合 | 手当等支給メニュー  | 50万円    | 37.5万円 |  |
|  |   | 併用メニュー   | 50万円    | 37.5万円 |  |
| 労働時間延長メニュー   |   | 30万円   | 22.5万円  |        |  |

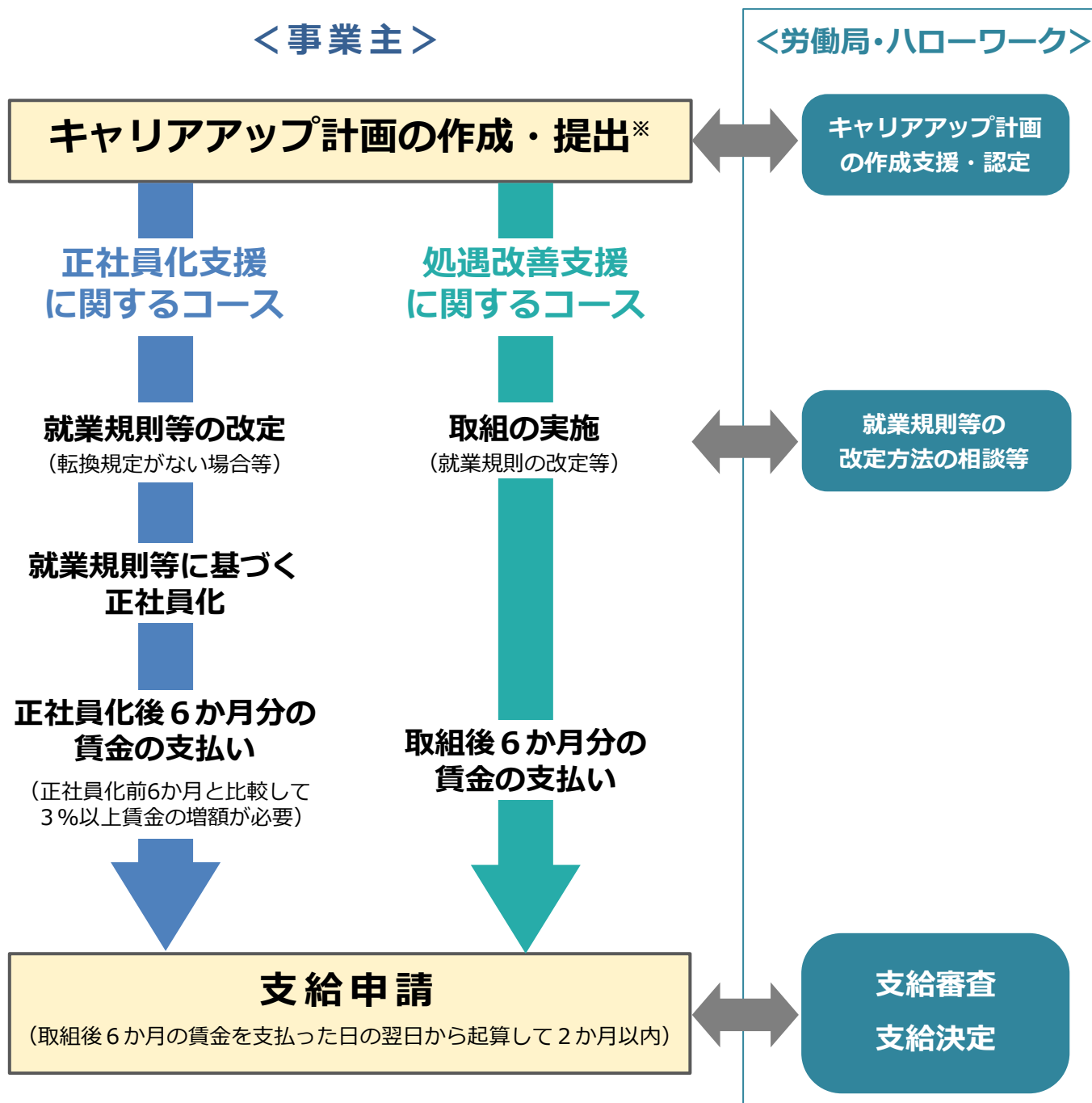
※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。

◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。

◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

# キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、  
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

キャリアアップ助成金

検索

